ねん がつかいこうもくひょう 美保中学校区義務教育学校 令和 | 3年4月開校目標

かいこうじゅんび

# を準備だより



米子市教育委員会事務局 こども政策課 令和7年10月 第30号

**☎**0859-21-8376

# 第10回開校準備委員会を開催しました

れいわ ねん がつ にちかいさい 令和7年8月27日開催

れいわ ねんどだい かいめ かいこうじゅんびいいんかい かいさい こんねんど かいこうじゅんびいいんかい さく令和7年度第1回目となる開校準備委員会を開催しました。今年度の開校準備委員会では、昨 なんど ひ つづ こうめいこうほせんてい 年度に引き続き、校名候補選定についての協議を 行います。

とうしょ れいわ ねんど なつごろ 当初、令和7年度の夏頃をひとまずの目安として校名候補の検討を進めていく 考 えでいました が、開校時期の延期に伴い、令和8年10月頃を新たな検討の目安としていくこととなりました。

## 校名が決まるまで・・・

開校準備委員会

校名候補の選定方法の決定

校名候補の決定

や和8年10月頃

しきょういくいいんかい 市教育委員会

・校名案の決定

令和9年2月頃

た議会 じょうれいかいせい できずい けってい じょうれいかいせい 校名の決定(条例改正)

や和12年3月 ※スケジュールは、変更になる可能性があります。

#### 検討の状況

令和6年度の協 議で、校名候補の 選定は、「公募」によ り行うことが決定 しています。

今回の開校準備委員会では校名 ます。 はあん ではしゅう すんぱ ス できょう について 候補案の募集に関する事項について の協議を進めました。
おうぼしかく おうぼじょうけん

また、応募資格、応募条件につい 主に、応募資格、応募条件につい ての検討を行いました。次回、更に 協議を深めていきます。

こうめいこう ほあん また、校名候補案の公募後 の選定の流れについて、事務 きょく せつめい おこな し、争称 局 から説明を 行 いました。 に しちな いっしゃい さんこう 他自治体の事例を参考に、 次回、<mark>選定の基準</mark>などについ ても協議を行っていきま す。

今年度の委員長、副委員長決定

ましのりいいん みほちゅうこうちょう 善智委員 (美保中校長) ひいんちょう 委員長 いいんちょう :堀場

......

副委員長:西井 通委員(和田地区代表) 俊美委員(崎津地区代表) 松本

隆 委員(大篠津地区代表)

よろしくお願いします

裏面へ

現在、令和 I 3年4月を開校目標として事業を進めているところです。ハード面の今後のスケジュールについては、令和7年3月発行の※「開校準備だより23号」でお示ししたところです。

/ Schrin はんじてん めん かんどうよう じぎょう 今回は、現時点でのソフト面のスケジュールについてお知らせします。ハード面同様、事業 しんちょくじょうきょう できぎほうこく の進 捗 状 況 については、適宜報告させていただきます。

こうもく ねんど 項目/年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	RIO年度	RII年度	RI2年度
こうめいせんてい 校名選定	こうめいこ 校名修	うほけってい 美補決定	こうめいあんけって 校名案決策	さ 校	がいけってい 名決定	
ブロック制・ *** <sup>ういくかてい</sup> 教育課程		ブロック制・教育課程の検討				
せいふく たいそうふくとう 制服・体操服等			きほんほうしんけってい ぎょうしゃせんてい はっちゅう 基本方針決定→業者選定→発注			
で で で で で で で で で で で で で で で で で な な で で な な な で で な な な で で な な で で な な で			*くせいほうほうけってい さくせいいらいとう 作成方法決定→作成依頼等			
へいこう かいこうじぎょう 閉校・開校事業					けいかくさくてい	[→実施
通学		つうがくろ つうがくほうほう とうこうはんとう けんとう 通学路・通学方法・登校班等の検討				
<sup>しんきゅう</sup> 新 旧PTA				祖織運	い こうりゅうかつどうとう 営・交流活動等(	の検討

かくこうもく かいこうじゅんびいいんかい せんもんぶかい ちょうさ けんとう すす 各項目については、開校準備委員会や専門部会で調査・検討を進めていきますが、検討の状況によって、スケジュールを適宜調整していきます。

できます。 かいこうじゅんびいいんかい せんもんぶかい このけんとう できょういくいいんかい じゅんび すす 項目によっては、開校準備委員会や専門部会での検討後、教育委員会で準備を進めていくものもあります。

### 条例改正って何?

■ こうめいせんてい 校名選定についての説明でたびたび登場する じょうれいかいせい 「条例改正」とはどんなことなのでしょうか。

「条例」とは、地方公共団体が、その議会の まけっ え せいてい ほうき (ルール) のことです。

これが、「条例改正」です。つまり、新しい学校 まっち を設置することやその校名は、最終的に市議会が決 定することとなります。



※これまでに発行した開校 準備だよりは、※子市ホームページに掲載しています ので、ご覧ください。







